

契約書（案）

- 1 件 名 直流電源装置更新工事
- 2 履行場所 名取市愛島塩手字野田山47-1
地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター
- 3 履行期限 令和9年3月31日
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総長 山田 秀和

受注者

(総則)

第1条 発注者と受注者は、契約書記載の業務の請負に関し、契約書に定めるもののほか、別記仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(特許権等の使用)

第3条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなくてはならない。

(主任技術者等)

第4条 受注者は、この契約の履行に関し、建設業法の規定により必要な場合は主任技術者を定め、書面を以てその氏名、経歴、権限の内容を発注者に通知するものとする。

(業務材料の品質及び検査等)

第5条 業務材料につき仕様書にその品質が明記されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。

2 業務材料の検査については、受注者が責任を持って行うものとし、当該材料の瑕疵等に起因する発注者の損害については、受注者はその過失の有無、損害発生の時期にかかわらず(業務完成後1年を経過する日を限度とする。)、発注者に対し完全な賠償を行うものとする。

(一般的損害)

第6条 業務目的物の引渡し前に、業務目的物又は業務材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項に規定する損害をのぞく。)は、受注者の負担とする。但し、その損害のうち発注者の責めに帰すべき自由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を負わせたときは、発注者がその損害を賠償する。但し、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良なる管理者の注意を怠ったことにより生じた損害は、受注者が賠償する。

2 前項に定めることのほか、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理

由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協議してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、業務を完成したときは、その旨を書面で発注者に通知しなくてはならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立ち会いのもとに業務の完成を確認するための検査を完了しなくてはならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなくてはならない。この場合においては、修補の完了を業務の完成とみなして前2項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、発注者に対し請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなくてはならない。

(瑕疵担保)

第10条 発注者は、業務目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し又は修補に代え若しくは修補と共に損害賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完成できない場合においては、発注者は受注者に対し損害金の支払いを請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年率3.0%の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条の規定に定める請負代金の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年率3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できる。

(契約の解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき

(2) その責めに帰すべき事由により履行期限内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に業務完成の見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して請負代金額を支払わず、また、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第13条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年率3.0%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年率3.0%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(その他)

第14条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。